

非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款

1 【約款の趣旨】

- (1) この約款は、投資家（個人の投資家に限ります。）が租税特別措置法（以下「租税法」といいます。）第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、株式会社三井住友銀行（以下「当行」といいます。）に開設された非課税口座について、同条第5項第2号、第4号および第6号に規定される要件および当行との権利義務関係を明確にするための取り決めです。
- (2) この約款に別段定めがないときには、当行の「投資信託総合取引約款・規定集」、「NISA口座での投資信託取引に関するご留意事項」等にしたがって取り扱います。

2 【非課税口座開設届出書等の提出等】

- (1) 投資家が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当行に対して租税法第37条の14第5項第1号、第10項および第19項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当行以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当行に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」、既に当行に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」）（以下、まとめて「『非課税口座開設届出書』等」といいます）を当行が定める期間に提出するとともに、租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第18条の15の3第24項において準用する施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（投資家が租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13第24項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年または特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年の前年10月1日から再開または再設定しようとする年の9月30日までの間に提出してください。また、投資家が「非課税口座廃止通知書」を提出して非課税口座を再開する場合において、非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等（租税法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。）の受入れが行われていた場合には、当行は9月30日までの間は当該廃止通知書を受理しません。翌年に再開を希望する場合には、10月1日以降に必要な書類を提出してください。なお、当行では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当行にて保管します。
- (2) 「非課税口座開設届出書」等は、当該非課税の適用を受けようとする年の1月1日において満18歳以上の居住者または恒久的施設を有する非居住者である投資家が、提出することができます。
- (3) 投資家が当行に非課税口座の開設を行うには、あらかじめ当行に投資信託保護預り口座を開設していただくことが必要です。
- (4) 「非課税口座開設届出書」等について、同一の勘定設定期間に異なる金融機関に重複して提出することはできません。
- (5) 投資家が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税法第37条の14第16項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。
- (6) 当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行は投資家に租税法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。
 - ① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受け

た日の属する年分の特定累積投資勘定が設けられていたとき

- ② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の特定累積投資勘定が設けられることとなっていたとき
- (7) 投資家が当行の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を他の証券会社もしくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出されるより前に、設定年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理しません。
- (8) 当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を廃止し、投資家に租税法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。

3【非課税管理勘定の設定】

- (1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。
- (2) 前記（1）の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日。）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行に投資家の非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日より前に提供があった場合には、設定しようとする年の1月1日。）において設けられます。

4【累積投資勘定の設定】

- (1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2023年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、前記2（1）の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」に記載された累積投資勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。
- (2) 前記（1）の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日。）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行に投資家の非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日より前に提供があった場合には、設定しようとする年の1月1日。）において設けられます。

5【特定累積投資勘定の設定】

- (1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）

は2024年以後の各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。

- (2) 前記(1)の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行に投資家の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日より前に提供があつた場合には、設定しようとする年の1月1日）において設けられます。

6【特定非課税管理勘定の設定】

非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は前記5(1)の特定累積投資勘定と同時に設けられます。

7【非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定における処理】

- (1) 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理します。
- (2) 非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理します。
- (3) 特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において処理します。

8【非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲】

当行は、投資家の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、租税法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。

- (1) 次に掲げる上場株式等で、前記3(2)に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の合計額（下記Aの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、下記Bの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円（下記(2)により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額。）（以下「非課税投資上限額」といいます。）を超えないもの
- A 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当行への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等または当行が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後ただちに非課税口座に受け入れられるもの
- B 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当行の営業所に開設された租税法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。）から施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（下記(2)に掲げるものを除きます。）

- (2) 施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等

- (3) 施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

9【特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲】

- (1) 当行は、投資家の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当行の営業所にかかる振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、租特法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等および第2項に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。

- ① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当行への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等または当行が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後ただちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が240万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。）

- A 当該合計額および特定非課税管理勘定基準額（特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が1,200万円を超える場合

- B 当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が1,800万円を超える場合

- ② 施行令第25条の13第31項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等

- (2) 特定非課税管理勘定には、次に定める上場株式等を受け入れることができません。

- ① その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄または上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの
- ② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口または特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第67条第1項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）または信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（租特法第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの
- ③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）に施行令第25条の13第15項第1号および第3号の定めがあるもの以外のもの

- (3) 前記（1）、（2）にかかわらず、当行の定めるところにより、特定非課税管理勘定に受け入れない上場株式等があります。

10【非課税口座取引である旨の明示】

- (1) 投資家が受入期間内に、当行への買付けの委託により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等または当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れよう

とする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、投資家から特にお申出がない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、投資家が特定口座を開設されている場合に限りです。）。

- (2) 投資家が投信自動積立申込書を当行へ提出し、前記(1)に定める上場株式等に係る注文等を行った際に、当行に対して非課税管理勘定への受入れである旨の明示を行っていただいた場合には、2024年1月1日以降は特定非課税管理勘定への受入れである旨の明示を行っていただいたものとします。ただし、前記9(2)に掲げる上場株式等については、当行に対して明示いただいた内容にかかわらず、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、投資家が特定口座を開設されている場合に限りです。）。
- (3) 前記7(1)に基づき非課税管理勘定にて処理された上場株式等から発生する果実を再投資する場合、再投資により取得した上場株式等については、特定口座または一般口座にて受け入れることとさせていただきます。
- (4) 投資家が非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、投資家から、当行の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

1.1【取得対価の額の合計額が非課税投資上限額を超える場合の取扱】

- (1) 投資家が当行に対し、非課税口座での上場株式等の取得にかかる注文等を行い、当該注文等の約定の結果、当該非課税口座に係る特定非課税管理勘定内に受け入れる上場株式等の取得対価の額の合計額が非課税投資上限額を超える場合には、当行は当該注文等により取得する上場株式等の取得対価の額のうち、当該特定非課税管理勘定に係る取得対価の額の合計額が非課税投資上限額に達するまでは非課税口座に、非課税投資上限額を超える部分は非課税口座以外の口座で受け入れることとさせていただきます。また、非課税口座での上場株式等の取得に係る注文等が複数競合する場合には、いずれの注文等を非課税口座に受け入れるかについては、当行の任意とします。

- (2) 前記(1)の規定は、前記9(1)に掲げる上場株式等においても同様とします。

1.2【累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲】

当行は、投資家の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、投資家が当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限りです。）のみを受け入れます。

- (1) 前記4(2)に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が40万円を超えないもの
- (2) 施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する上場株式等

1.3【特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲】

当行は、投資家の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、投資家が当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限ります。）のみを受け入れます。

- (1) 前記5（2）に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が120万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超えることとなるときにおける当該上場株式等を除く。）
- (2) 施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する上場株式等

1 4 【譲渡の方法】

- (1) 非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当行への売委託による方法、当行に対して譲渡する方法、租税法第37条の10第3項第4号または第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。
- (2) 累積投資勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当行への売委託による方法、当行に対して譲渡する方法、租税法第37条の11第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。
- (3) 特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当行への売委託による方法、当行に対して譲渡する方法、租税法第37条の10第3項第4号または第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭および金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

1 5 【非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知】

- (1) 租税法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、前記8（1）Bおよび(2)に規定する移管に係るもの、施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後ただちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払い出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、投資家（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払い出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払い出しのあった上場株式等の租税法第37条の14第4項に規定する払出時の金額および数、その払い出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。
- (2) 租税法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払い出し（振替によるものを含むものとし、施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項

第1号、第4号および第11号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号および第11号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後ただちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払い出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、投資家(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払い出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払い出しがあった上場株式等の租税法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払い出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。

(3) 租税法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号および第11号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後ただちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、投資家(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。

(4) 租税法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、施行令第25条の13第31項において準用する施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後ただちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、投資家(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。

16 【非課税管理勘定終了時の取扱】

(1) 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は、当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了します(前記2(8)により廃止した非課税管理勘定を除きます。))。

(2) 前記(1)の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。

- ① 投資家が当行に特定口座を開設しており、投資家から当行に対して施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合または投資家が当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管
- ② 前記①に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

17 【累積投資勘定終了時の取扱】

- (1) 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は、当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了します（前記2（8）により廃止した累積投資勘定を除きます。）。
- (2) 前記（1）の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。
 - ① 投資家が当行に特定口座を開設しており、投資家から当行に対して施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合または投資家が当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管
 - ② 前記①に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

18【累積投資勘定を設定した場合の所在地確認】

- (1) 当行は、投資家から提出を受けた前記2（1）の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載または記録された投資家の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（投資家が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認します。ただし、当該確認期間内に投資家から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合を除きます。
 - ① 当行が投資家から施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示または投資家の同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合、当該住所等確認書類または署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所
 - ② 当行から投資家に対して書類を郵送し、当該書類に投資家が当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当行に対して提出した場合 投資家が当該書類に記載した氏名および住所
- (2) 前記（1）の場合において、確認期間内に投資家の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合（前記（1）ただし書の規定の適用がある投資家を除きます。）には、当該確認期間の終了の翌日以降、投資家の非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前記（1）のいずれかの方法により投資家の氏名および住所を確認できた場合または投資家から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

19【特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認】

- (1) 当行は、投資家から提出を受けた前記2（1）の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載または記録された投資家の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（投資家が初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内に投資家から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合を除きます。
 - ① 当行が投資家から施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示または投資家の同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所

- ② 当行から投資家に対して書類を郵送し、当該書類に投資家が当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当行に対して提出した場合 投資家が当該書類に記載した氏名および住所

- (2) 前記(1)の場合において、確認期間内に投資家の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合(前記(1)ただし書の規定の適用がある投資家を除きます。)には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、投資家の非課税口座に係る特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前記(1)のいずれかの方法により投資家の氏名および住所を確認できた場合または投資家から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

20【契約の解除等】

- (1) 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。
- ① 投資家から租税法第37条の14第16項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
- ② 租税法第37条の14第22項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合 当該「出国届出書」に記載する出国日までの間で当行が定める日
- ③ 投資家が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)
- ④ 投資家の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日
- (2) 投資家が租税法の定めにより非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることができないときは、当行はこの契約を開始した日に遡って解除することができるものとします。
- (3) 「投資信託総合取引約款」第1章3(7)により、同約款に基づく総合取引契約が停止または解約されたときは、この契約も停止または解除されます。この契約の停止または解除により生じた損害については、当行に過失がない限り、当行は責任を負いません。
- (4) 前記(1),(2),(3)によりこの契約が解除されたときは、当行は投資家に代わり非課税口座内保管上場株式等についてその他の保管勘定への移管ができるものとします。なお、非課税口座を廃止すべき日以降に源泉徴収事由が発生していたこと等で遡及課税が発生する場合は、当該税金の清算等を行います。なお、税金等の清算に際しては、投資信託総合取引約款で定める預金決済口座を通じた引き落としの方法によることとします。この場合、当該預金規定にかかわらず、小切手または払戻請求書および通帳等の提出を受けることなく引き落としします。

21【届出事項の変更】

前記2に基づく非課税口座開設届出書の提出後に、氏名、住所等の当該非課税口座開設届出書の記載事項に変更があった場合は、ただちにその旨を申し出て、当行所定の非課税口座異動届出書その他の書面に必要事項を記入のうえ取引店に提出してください。なお、その変更が氏名、住所または個人番号に係るものであるときは、施行令第25条の13第27項に定める確認書類にて確認させていただきます。

22【免責事項】

当行の責めに帰すべきでない事由により、非課税口座に係る税制上の取扱、本約款の変更等に関し投資家に生じた損害については、当行はその責めを負わないものとします。

23【合意管轄】

この取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、東京地方裁判所または取引店の所在地を管轄する裁判所

を簡易裁判所とします。

2 4 【約款の変更】

本約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

附則

この約款は、2024年1月1日より適用させていただきます。

以 上

2024年1月1日

株式会社三井住友銀行